



# 日・トルクメニスタン租税条約

(正式名称:所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約)



## 背景

- トルクメニスタンとの間では、現在、1986年に発効した日・ソ租税条約が適用されている。
- トルクメニスタンは、豊富な天然ガスを背景に順調な経済成長を実現。同時に、資源依存型経済からの脱却と産業の高付加価値化を図っており、天然ガス加工、電力・エネルギー、ガス化学等の分野で日本企業が進出している。今後も、大型プロジェクトを中心として日本企業によるビジネス活動が活発化することが見込まれる。

## 主な内容(現行条約の全面改正)

### ◆ 二重課税の除去のための規定を拡充

#### (1) 企業の事業活動による利得(事業利得)

進出先の国は、相手国企業に対して、恒久的施設(支店等)がなければ課税することができない。

#### (2) 投資所得(配当・利子・使用料)に対する投資先の国(源泉地国)での課税を制限

	配当	利子	使用料
現行	15%	免税(政府受取等) 10%(その他)	免税(著作権) 10%(その他)
改正後	免税(親子会社間) 10%(その他)	免税(政府受取、金融機関受取、年金基金受取等) 10%(その他)	10%

#### (3) 条約の規定に適合しない課税の解決のための相互協議手続(仲裁手続を含む)

### ◆ 国際的な脱税・租税回避行為を防止するための規定を拡充

#### (1) 税務当局間で租税に関する情報交換を行うための規定を拡充(対象租税の拡大等)

#### (2) 租税債権の徴収について相互に支援を行うための規定を導入

#### (3) 条約の特典の濫用を防止するための規定を導入

## 早期締結の必要性

- 早期に現行の租税条約を改正することにより、両国間の投資・経済交流を一層促進するとともに、国際的な脱税・租税回避行為に対処するための枠組みを構築する必要がある。



- 人口  
660万人(2024年)
- 一人当たりGDP:  
11,927米ドル(2023年)
- 在留邦人:  
14人(2023年10月現在)
- 進出日系企業:  
7社(2023年10月現在)
- 進出分野:  
資源加工、電力・エネルギー等  
(参考)
- トルクメニスタンは、G7諸国、中国、韓国、インド等約45か国・地域との間で租税条約が発効済み(ソ連時代に締結されたものを含む)。
- 2023年7月に吉川外務大臣政務官(当時)がトルクメニスタンを訪問。2024年1月にメレドフ副首相兼外相が訪日。
- 2024年12月に署名(於:アシガバット)。